

静岡県立中央図書館の運営についての提言

～「読書県しずおか」の礎として～

本に出会い、本を知り

本に親しみ、本を活かし

本と生き、本を伝える

静岡県子ども読書活動推進計画 基本方針より



静岡県図書館友の会

あさはた図書館市民の会 熱海読み聞かせの会 有度ましろの会
掛川市子どもの読書活動を考える会 かしの木 学校図書館を考える会・静岡
子どもと絵本ネットワークルピナス 静岡おはなしの会
静岡子どもの本を読む会 静岡県読み聞かせネットワーク 島田図書館友の会
トモエ文庫 西奈図書館友の会”けやき” 日本学校図書館学会静岡県支部
ぬまづ子どもの本を学ぶ会 藤枝・図書館友の会 富士宮子どもの本研究会
北部図書館友の会 ホビットの会 美和図書館友の会 やまんばの会
やなぎ文庫 遊本館

以上賛同団体

はじめに

現在、静岡県は、想定される南海トラフ地震対策や不景気による財政難、人口の減少などの問題に直面しています。そのような中、静岡県は「富国有徳の理想郷づくり」として、「県民誰もがより良く暮らし、文化力を高め、他を惹きつける魅力を磨くこと」を基本理念に掲げております。「人を惹きつける文化を創出、継承し、多様な交流、連携を進め、文化と人が一体となって活気ある豊かな社会」を実現するためには図書館が重要な役割を果たします。

さらに、日本は成熟社会を迎え、価値観が多様化する一方で、孤立化が進むなど、社会が不安定になっております。このような状況であるからこそ、図書館は本を通じて、子どもから大人、そして先人までもをつなげ、心の支えとなります。また、「調べる・考える・解決する」ための情報や資料の提供に欠かすことのできない機関として県民の生活の中心に位置づけられるべきだと思われれます。

静岡県立中央図書館でも、関係者の皆様の熱意と御努力で、「読書県しずおか」を作るべく、広く県民へのサービスが行われてきましたが、図書館、ひいては静岡県のさらなる発展を願っているサポーターとして、人口減、財政難という課題を踏まえつつ、ここに静岡県立中央図書館の運営について提言いたします。

静岡県立中央図書館の運営についての提言

私たちは、静岡県立中央図書館の使命と目標は以下の通りと考えます。

- 1 県内の市町立図書館及び図書館職員と、市町の図書館政策を支援することにより、すべての県民が豊かな図書館サービスを楽しむことができる環境作りに努める

市町立図書館は、直接来館した利用者へのサービスが基本ですが、県立図書館の場合、来館者はもとより、市町立図書館を支援することによって県民全体へのサービスを行うことが重要です。県立図書館は、県内全域を見渡す視野を持ち、全域へのサービスを考えます。

- 2 地域資料をはじめとする資料全般の収集・保存に中核的な役割を果たし、長期的・全域的な資料保存のセンターとなる

県立図書館は、市町立図書館の支援をも視野に入れた資料の収集、保存が重要な役割となります。県立図書館がその役割を十分に果たすことによって、市町立図書館は貸出などの直接サービスに力を注げるのです。

- 3 県内公共図書館のネットワーク構築の要となり、全体としてより高度な図書館システムとして組織され、重層的なサービス活動ができる体制を作る

図書館サービスは、単館で行うのにくらべ、ネットワーク化すれば効率が飛躍的に高まります。県立図書館は、市町立図書館や学校図書館などを網羅した全県的ネットワーク構築に中心的役割を果たすことで、県全体のサービスレベルを上げることができます。

- 4 図書館法の理念や「図書館の自由に関する宣言」の精神を尊重する活動を行い、県民に広く知らせ、図書館振興の先頭に立つ

図書館は、住民の学習と自立を支援し、知的自由や知る権利を保障する基本的な社会インフラです。しかしそうした認識はまだまだ一般化しているとは言い難い状況にあります。

以上の「使命と目標」を実現するため、私たちは次の3点を提言いたします。

- I 県立図書館機能を発揮できる直営体制の維持と施設の充実
- II 県立図書館にふさわしい十分な資料費・運営費の確保
- III 専門性のある職員体制による継続的な運営

「使命と目標」を実現するための具体策

①	具体策	対応する 使命と目標
①	市町立図書館のレファレンス業務の支援をすることが県立図書館の役割なので、市町立図書館では対応しきれない高度なレファレンスを扱えるよう、専門資料を集め、そうした資料に精通した専門司書を配置するなど、バックアップ体制を整える。	1
②	資料的価値はあるが、高価である・専門的すぎるなどの理由で市町立図書館が購入をためらう資料を積極的に収集し、市町立図書館の求めに応じて提供する。これによって、市町立図書館は資料提供の幅を広げることができ、結果として県内全域でのサービスが向上する。	1, 2
③	図書館新設・改築・再編や、資料費・人員削減への対応、図書館の自由にかかわる問題など、図書館政策・運営について、全国各地の事例やデータを集め、市町立図書館への課題解決支援を行う。	1, 4
④	地域資料の収集・保存（電子化を含む）は、国立国会図書館など他の図書館には依存できない静岡県固有の事業なので、特に力を入れる。そうして収集された地域資料や県立図書館が作成したデータは、市町立図書館の地域資料収集への強力な支援となる。	2
⑤	子ども図書研究室の児童書の全点収集・保存は、貴重な蔵書コレクションであるばかりでなく、市町立図書館の選書や児童図書館員研修を支援する役割も担っているので、コレクションのさらなる充実に努める。また、静岡県総合教育センターの学校図書館支援活動と連携することにより、学校図書館支援にも資するようになる。	2, 3
⑥	財政状況が厳しさを増している中、資料の分担収集・分担保存を提案、組織することにより、全県的な資料費の効率的な運用に資する。またデポジットライブラリー的な役割を果たすことで、県全体での資料保存能力を高め、質量ともに蔵書レベルを引き上げる。	2, 3
⑦	現在、県立図書館と市町立図書館を結ぶ協力車が走っているが、この先、県立図書館の資料・情報提供業務はさらに重要になると予想されるので、情報・物流システムのさらなる高度化を目指す。	3
⑧	研修講師が務まるレベルの職員を確保・育成し、職員研修や人事交流を行って、市町立図書館職員の専門性向上を支援する。	3
⑨	公共図書館の使命や理念について、県内各地に出向いて積極的に普及に努める。	4
⑩	来館者への直接サービスを主要任務とする市町立図書館の評価は、入館者数や貸出冊数が中心となるが、上記の業務(①～⑨)を中心とする県立図書館についてはその指標で計ることはできないので、独自の評価指標を策定し、県立図書館固有の役割を点検し、改善に努める。	1, 2, 3, 4

資 料 編

資料1 静岡県立中央図書館の歴史

[大正]

- 8 (1919) 年 関屋貞三郎知事 県立図書館設立を決意
- 10 (1921) 年 県立図書館設立 (徳川家の記念事業) を県会に提案、議決
- 13 (1924) 年 徳川幕府旧蔵の和漢洋図書、静岡学問所、静岡師範学校を経て葵文庫に移管
関口壮吉氏より父隆吉 (3代県令・初代県知事) 収集の図書、文書、記録類寄贈
- 14 (1925) 年 4月1日 県立葵文庫開設[静岡市追手町] (蔵書約 22,000冊 職員 16名)

[昭和]

- 8 (1933) 年 9月 改正図書館令により本県中央図書館に指定
- 20 (1945) 年 3月 貴重図書を疎開 6月 静岡市大空襲 講堂等焼失するも本館、書庫無事
- 31 (1956) 年 11月 図書館法に基づき静岡県立中央図書館葵文庫と名称変更
- 38 (1963) 年 7月 「静岡県文化センター建設準備委員会」設置 基本方針の策定
- 41 (1966) 年 8月 教育長「新図書館の望ましい姿」を付し、企画調査部の意見聴取に回答
- 42 (1967) 年 12月 新図書館着工[現在地] (文化センター基本計画に基づく資料図書館)
- 44 (1969) 年 3月 新図書館完工
 - 4月 文化センターに関する所管事務が広報課から教育委員会社会教育課に移管
 - 6月 県立中央図書館葵文庫を閉館
 - 7月12日 県文化センター条例を制定 静岡県立中央図書館と称す
- ※この年度 (44年度) 静岡市立図書館に 13,734冊を寄贈
- 45 (1970) 年 4月18日 県文化センター開所、県立中央図書館開館式、20日 一般利用開始
- 62 (1987) 年 3月 県教育委員会が教育中期計画を策定し、図書館を生涯学習の拠点と位置づけ、市町村図書館の建設費や図書費の補助を行うなどの図書館振興策を推進

[平成]

- 1 (1989) 年 4月 市町村立図書館への協力車運行の制度化
- 6 (1994) 年 3月29日 電算システムによる業務を開始
- 10 (1998) 年 10月1日 ホームページ開設 (蔵書検索、貴重書画像など)
- 11 (1999) 年 4月1日 歴史文化情報センター、文化課から移管
- 12 (2000) 年 6月1日 「デジタル葵文庫」(葵文庫=徳川幕府旧蔵書) インターネット提供開始
- 14 (2002) 年 1月1日～7月31日 資料棟地震対策緊急整備工事等のため休館
- 16 (2004) 年 6月18日 子ども図書研究室を開設
- 21 (2009) 年 7月1日～9月30日 インフォメーション棟耐震補強工事のため休館
- 22 (2010) 年 4月1日～5月31日 耐震補強工事関連作業、電算システム更新作業のため休館
- 24 (2012) 年 2月1日～3月15日 閲覧室等空調設備工事、資料棟屋上防水工事、防火設備改修工事、非常用照明設備工事、分電盤改修工事等のため休館
- 25 (2013) 年 3月28日 「葵文庫」資料の全ページ電子化・公開

資料2 現在の静岡県立中央図書館

1 基本方針

静岡県立中央図書館は、「県民の生涯学習の拠点としての図書館、市町立図書館のための図書館及び資料情報センターとしての図書館」として、県民の教育及び文化の向上に寄与する。

2 特色

※特に太字の項目は全国的にも注目されています。

(1) 調査研究用の参考図書類を中心に収集

県内図書館の中核として調査研究の機能を遂行するための資料収集と、市町立図書館等への援助・協力を中心とした資料整備を行っている。

(2) 歴史的にも貴重なコレクションの保存と整備、公開

以下のような貴重資料の保存を目的として、マイクロフィルム化、デジタル化を行っている。デジタル化された資料については、デジタルライブラリーでの画像公開を行っている。

ア 葵文庫

江戸幕府の旧蔵書で、和漢書 1,261 冊、蘭・仏・英・独などの洋書 2,325 冊の 3,586 冊からなり、当時の幕府の興味関心を知ることのできる資料である。

イ 久能文庫

第3代静岡県令（初代県知事）関口隆吉収集の図書・文書・記録類 835 部 2,454 冊からなる。図書は徳川氏関係及び軍事・外交・農業を中心とし、文書は三条実美・大久保利通・伊藤博文・勝海舟・山岡鉄舟など多数の名士書簡を含む。歴史・地理・経済・法律など社会、国家の発展に役立つものに重点が置かれていて、新しい時代を見通したものになっている。

ウ 上村順太郎蒐集浮世絵

上村順太郎が集めた江戸時代から明治までの浮世絵（錦絵）など版画類約 5,100 枚

(3) 地域資料の収集、保存、書誌データの整備及び提供

静岡県に関するあらゆる資料の収集と利用について最終的な責任を有する県立図書館として、静岡県出身者や、在住者の著作、静岡県刊行物（統計書、調査報告書など）、県内自治体刊行物（要覧、統計書、例規集など）といった静岡県及び静岡県人に関する資料の収集と保存を行っている。また、収集した地域資料の書誌データ（資料の書名、著者名、出版者名、目次情報など）を作成し、地域資料 MARC として静岡県立中央図書館 HP 上で公開している。この書誌データは市町立図書館のみならず、誰でも利用できる。静岡県ならではの地域情報が検索でヒットするようにしている。

(4) 子ども図書研究室の設置と児童図書の全点収集

県内の子どもの読書活動推進に資するため、調査研究用として中学生までを対象とした児童図書（コミック、ゲーム攻略本、学習参考書を除く）を全点収集し、子ども図書研究室において、新刊児童図書巡回展示研修会、新刊サロンなど、「子どもと本とを結ぶ活動」に関わる方々を支援する様々な活動を行っている。

(5) 逐次刊行物

新聞 42 タイトル、雑誌約 9,400 タイトルを所蔵し、図書の蔵書構成を考慮しながら、全分野にわたって資料性の高いもの、学術的なもの及び同時代性を反映するものを収集している。雑誌は永年保存されている。県内市町立図書館が所蔵する新聞・雑誌を検索できるよう、新聞雑誌総合目録を整備し、静岡県立中央図書館HP上で公開している。

(6) レファレンスサービスの充実

県民の調査研究や生活の中の様々な疑問に対して、参考となる資料の紹介や情報を提供するレファレンスサービスを行っている。また、レファレンス事例のデータベースを整備し、誰でも利用できるよう静岡県立中央図書館HP上で公開している。市町立図書館に対しては、レファレンス業務に関する問合せを受け付け、情報提供や資料紹介を行っている。

(7) 県内市町立図書館職員に対する研修事業

県内図書館職員に対して研修を実施し、各館の研修事業を担うとともに、県内図書館(職員)の資質向上を図るために行っている。初任者向けの研修の他、レファレンス(基礎・応用)研修、視察研修などを実施している。

(8) 協力車事業

市町立図書館の拠点館に月 9 回程度訪問し、情報の収集と提供・意見交換を行う。県内市町立図書館等へのバックアップや県内図書館間の情報共有の円滑化を図り、相互協力を促進する。

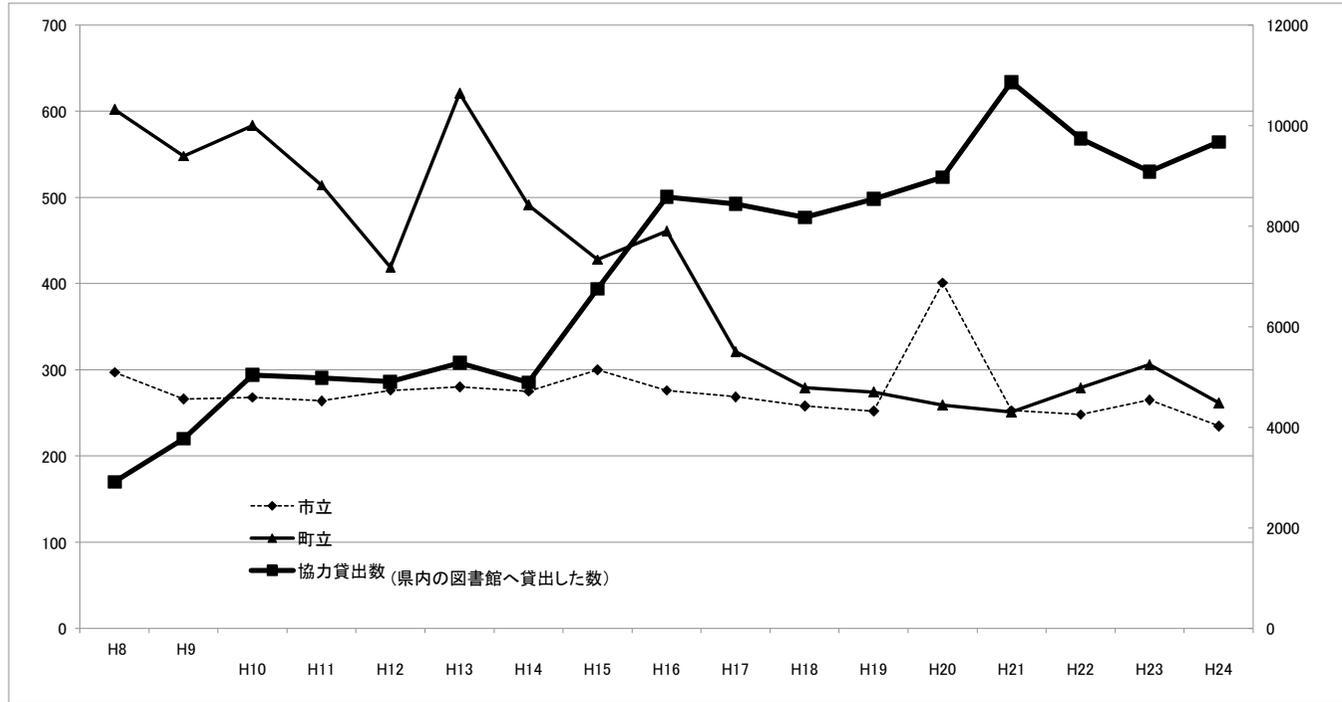
(9) 静岡県図書館大会の開催

平成 26 年度で 22 回を迎える。県単位の図書館大会としては全国トップレベルで毎年 1,000 人程度の参加がある。県内の公共図書館員だけでなく、学校図書館関係者などにとっても貴重な研修機会となっている。また、参加者は図書館関係者だけでなく、一般参加者も対象とし、毎年、絵本作家などを招いた講演会も開催している。実施に当たっては、県立図書館が事務局をつとめ、県内図書館の職員が運営委員として企画を行う。県内図書館を挙げて開催されるイベントである。

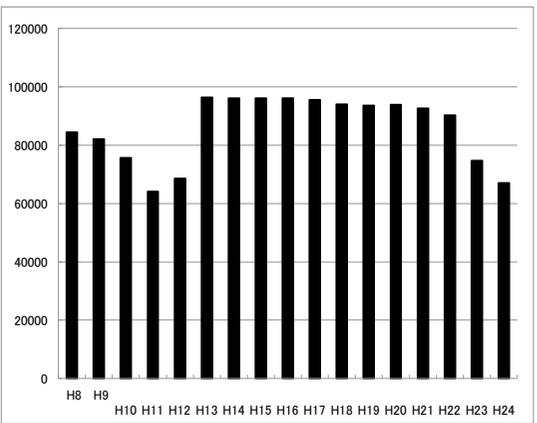
(10) 静岡県横断検索システム「おうだんくん」の設置と運営

静岡県内の公共図書館、大学・専門図書館などの所蔵する資料を、書名や著者名などのキーワードを入力して一括検索できるシステム「おうだんくん」を設置している。「おうだんくん」は誰でも利用できるよう、静岡県立中央図書館HP上で公開している。

県立図書館が県内図書館へ貸出した数と市町立図書館資料費決算(奉仕人口1人当)の推移



県立図書館の資料費の推移 (単位:千円)



※参考『葵』『静岡県の図書館』

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
県立図書館資料費の推移(千円)	84,500	82,140	75,615	64,076	68,635	96,404	96,116	96,116	96,116	95,614	94,085	93,677	93,947	92,586	90,301	74,645	67,014
県内図書館への貸出数	2,913	3,772	5,033	4,981	4,905	5,276	4,890	6,758	8,575	8,441	8,171	8,536	8,969	10,867	9,737	9,088	9,675
資料費決算 (奉仕人口1人当)円	市立	297	266	268	264	276	275	300	276	269	258	252	401	253	248	265	235
	町立	602	548	583	514	419	621	491	428	461	321	279	274	259	251	279	306
	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24

協力貸出とは？…他の図書館の求めに応じて、自館の資料を相互協力により貸し出すこと。都道府県立図書館が域内の市町村立図書館に対して行う貸出についてこう表現する場合が多い。
(『最新図書館用語大辞典』柏書房2004年より)

資料4 他県の都道府県立図書館との比較※『日本の図書館2013』より

県民一人当たりの蔵書冊数
(静岡県は41番)

	都道府県	県民一人当の蔵書冊数	人口	蔵書冊数計
1	鳥取県	1.7110945	588,715	1,007,347
2	徳島県	1.47972897	786,640	1,164,014
3	福井県	1.44318459	803,180	1,159,137
4	島根県	1.12350643	713,056	801,123
5	滋賀県	0.95530064	1,394,472	1,332,140
6	大分県	0.93198886	1,196,804	1,115,408
7	香川県	0.88977713	1,006,488	895,550
8	和歌山県	0.88780839	1,018,668	904,382
9	佐賀県	0.86508321	853,363	738,230
10	秋田県	0.80539181	1,086,018	874,670
11	高知県	0.800749	759,680	608,313
12	長崎県	0.73708352	1,431,485	1,055,124
13	富山県	0.71251186	1,087,544	774,888
14	山梨県	0.69791387	855,746	597,237
15	石川県	0.68414755	1,156,730	791,374
16	青森県	0.63261084	1,383,043	874,928
17	岡山県	0.59258506	1,931,586	1,144,629
18	宮崎県	0.56094808	1,143,744	641,581
19	鹿児島県	0.55679713	1,706,081	949,941
20	山形県	0.54269766	1,160,204	629,640
21	山口県	0.53674195	1,445,473	775,846
22	岩手県	0.53624274	1,317,795	706,658
23	栃木県	0.52846077	1,988,755	1,050,979
24	沖縄県	0.52338331	1,422,938	744,742
25	京都府	0.47756043	2,542,740	1,214,312
26	岐阜県	0.47563586	2,068,942	984,063
27	三重県	0.46157946	1,838,613	848,666
28	奈良県	0.45920729	1,401,243	643,461
29	宮城県	0.45197607	2,302,706	1,040,768
30	福島県	0.44985378	1,991,865	896,048
31	愛媛県	0.44490738	1,441,291	641,241
32	熊本県	0.42345875	1,822,331	771,682
33	群馬県	0.39760938	1,990,944	791,618
34	新潟県	0.33099654	2,364,632	782,685
35	長野県	0.31254514	2,145,962	670,710
36	茨城県	0.30666349	2,960,010	907,727
37	大阪府	0.2906845	8,679,933	2,523,122
38	広島県	0.24660341	2,846,680	702,001
39	千葉県	0.21471906	6,147,619	1,320,011
40	埼玉県	0.21122168	7,149,503	1,510,130
⇒	41 静岡県	0.20158237	3,750,571	756,049
42	東京都	0.19300667	12,699,271	2,451,044
43	北海道	0.19274176	5,474,216	1,055,110
44	福岡県	0.15535156	5,049,457	784,441
45	愛知県	0.14615596	7,263,173	1,061,556
46	神奈川県	0.11865912	8,917,368	1,058,127
47	兵庫県	0.10512624	5,572,405	585,806

施設の竣工年
(静岡県は8番目に古い)

	都道府県	現用館の竣工年
1	山梨県	2012
2	鹿児島県	2008
3	秋田県	2006
4	岩手県	2005
5	奈良県	2005
6	和歌山県	2004
7	岡山県	2004
8	福井県	2002
9	茨城県	2000
10	京都府	2000
11	宮城県	1998
12	千葉県	1998
13	岐阜県	1995
14	大阪府	1995
15	青森県	1994
16	三重県	1994
17	香川県	1994
18	大分県	1994
19	新潟県	1992
20	愛知県	1991
21	山形県	1990
22	鳥取県	1990
23	徳島県	1990
24	広島県	1988
25	宮崎県	1988
26	東京都	1987
27	熊本県	1985
28	福島県	1984
29	沖縄県	1983
30	福岡県	1982
31	栃木県	1980
32	埼玉県	1980
33	滋賀県	1980
34	長野県	1979
35	群馬県	1978
36	愛媛県	1975
37	兵庫県	1974
38	山口県	1973
39	高知県	1973
40	富山県	1969
⇒	41 静岡県	1969
42	島根県	1968
43	北海道	1967
44	石川県	1966
45	佐賀県	1963
46	長崎県	1960
47	神奈川県	1958

※複数館あるところは新しい方を採用

わたくし としょかんせんげん
私たちの図書館宣言

としょかん じんるい えいち ほうこ
図書館は人類の叡智の宝庫です。

よ しら まな こうりゆう ひつよう じょうほう え きょういくきかん
読み、調べ、学び、交流し、必要な情報が得られる教育機関として、

わたくし じりつ ちいきしゃかい はってん しせつ
私たちの自立と地域社会の発展になくてはならない施設です。

わたくし としょかん すがた かか
私たちは、ここに図書館のあるべき姿を掲げます。

し じゆう まな けんり ほしょう としょかん
一 知る自由と学ぶ権利を保障する図書館

だれ みぢか むりよう りよう としょかん
二 いつでも、どこでも、誰でも、身近に無料で利用できる図書館

しりょう じょうほう ほうふ しゅうしゅう せいり ほぞん ていきょう としょかん
三 資料・情報が豊富に収集・整理・保存・提供されている図書館

ししよしょくせいど かくりつ けいけん つ かんちょう しょくいん としょかん
四 司書職制度が確立され、経験を積んだ館長と職員がいる図書館

りようしゃ まも としょかん
五 利用者のプライバシーを守る図書館

じょうほうこうかい みんい もと としょかんきょうぎかい きのう としょかん
六 情報公開と民意に基づく図書館協議会が機能する図書館

きょういくいいんかい せきにん せっち ちよくせつ かんりうんえい としょかん
七 教育委員会の責任で設置し、直接、管理運営される図書館

わたくし じつげん としょかん ささ まも ひと て
私たちは、この実現のために、図書館を支え、守り、すべての人と手をつなぎ、
としょかん せいちょう せんげん
図書館とともに成長することを宣言します。

としょかんとも かいぜんこくれんらくかい
図書館友の会全国連絡会

2009.5.25 総会決議
2012.5.22 総会改訂

一 知る自由と学ぶ権利を保障する図書館

私たちは、図書館のさまざまな資料・情報から、読書の喜びを得ると共に、自ら調べ、考え、判断して課題を解決します。図書館の資料収集を制約したり、検閲したり、収集した資料を書架から撤去、廃棄することは、利用者の判断の幅をせばめます。どんな事実や表現も、制限されることなく図書館に蓄積されていくことで、後世の人々も、知る自由と学ぶ権利を保障されます。

二 いつでも、どこでも、誰でも、身近に無料で利用できる図書館

図書館は、赤ちゃんからお年寄りまで、図書館に足を運べない人も、通常の資料では利用できない人も、外国人も、誰もがいつでも利用できる「本と情報のある広場」です。身近な図書館を「無料」で利用できることが、教育・情報格差をなくし、住みよいまちづくりを応援します。

三 資料・情報が豊富に収集・整理・保存・提供されている図書館

資料・情報は幅広く豊富なほど役に立ちます。図書館には、世界を知る資料から地域や生活の最新情報まで、古今東西の叢智が、体系的に分類・整理・保存されていることが大切です。図書館は、私たち一人一人の読書の喜びのため、課題解決のためなど、さまざまな要望に応じて、より効果的・効率的に資料や情報を提供してくれるところです。

四 司書職制度が確立され、経験を積んだ館長と職員がいる図書館

潤沢な資料と情報があったとしても、必要な人に、必要とする時に手渡すことができなければ意味がありません。社会が複雑化し情報過多であればあるほど、収集・整理・保存・提供には専門知識と経験が必要です。職務倫理を備え、実務経験を積み重ねた職員、館長のいる司書職制度が確立した図書館が公共サービスを支え、質を高めます。

五 利用者のプライバシーを守る図書館

私たちがいつ何を読み、どう利用したかはプライバシーの問題であり、図書館は、業務上知り得た秘密を外部に漏らさないという責務を負います。利用者の個人情報はもちろん、どのような種類の資料・情報もプライバシーを侵害されることなく安心して入手、利用できる図書館が、個人の尊厳に配慮した成熟社会へ導いてくれます。

六 情報公開と民意に基づく図書館協議会が機能する図書館

図書館協議会は、よりよい図書館運営のために、利用者の代表が館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる大切な機関です。協議会が効果的に機能するためには、正確で公正な情報公開がなくてはなりません。市民の意思を十分反映できるように、開かれた図書館協議会を設置することが重要です。

七 教育委員会の責任で設置し、直接、管理運営される図書館

「図書館」は、法令上「教育機関」です。生涯学習の拠点である図書館は、さまざまな介入や干渉に左右されてはなりません。首長部局から独立した教育委員会において、公の責任のもと、直接、管理運営することで、中立性と公平性、専門性も継続され、市民の声が届きやすくなります。

静岡図書館友の会

代表 田中 文雄

連絡先 携帯 080-6910-9434

(月～金／10時～15時)

eメールアドレス

sizutomo2008@yahoo.co.jp